

あきう幼稚園運営規程

(施設の目的)

第1条 本園は、仙台市学校条例（昭和39年仙台市条例第15号）に基づき設置され、園児に対して適切な幼稚園教育を実施することを目的とする。

2 本園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令を遵守して運営する。

(提供する教育の内容)

第2条 本園は、幼稚園教育要領（学校教育法第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める教育課程その他の教育内容に関する事項をいう）に基づき、以下に掲げる教育その他の業務を行う。

- (1) 幼稚園教育
- (2) 給食の提供
- (3) その他幼稚園教育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 本園に置く教職員組織は、以下の通りとする。

- (1) 園長 1名
- (2) 副園長 1名
- (3) 事務職員 2名
- (4) 教諭 3名
- (5) 養護教諭 1名（秋保中学校と兼務）

2 前項に定める職員の職務は、学校教育法その他の関係法令の定めるところによる。

(保育期及び保育を行わない日)

第4条 本園の保育期は仙台市幼稚園園則（昭和49年教育委員会規則第5号）（以下「園則」という。）第5条各項に定める通りとする。

2 本園の保育を行わない日は、園則第7条各項に定める通りとする。

(保育料等)

第5条（本園においては、仙台市学校条例第3条第2項及び園則第15条により、保育料を徴収する。）

※ 令和元年10月より 無償 となっています。

2 本園においては、仙台市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年仙台市条例第31号）第2条により特定教育・保育施設の運営に関する基準とされている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）（以下「特定教育・保育施設の運営に関する基準」という。）第13条第4項の規定により、次の通り実費を徴収する。

- (1) 給食食材費 1食 280円
- (2) その他本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められる費用 園長が定める金額

(子どもの区分ごとの利用定員)

第6条 本園の利用定員は、園則第2条に定める通りとする。

(利用の開始及び修了に関する事項等)

第7条 本園の入園、退園、休園、修了等に関する事項は、園則第10条から第14条までに定める通りとする。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第8条 本園においては、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。

2 本園は、特定教育・保育施設の運営に関する基準第32条各項の規定に従って、市町村、保護者への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

(いじめの防止のための措置に関する事項)

第10条 本園は、幼稚園におけるいじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対応など、いじめを防止するため、いじめ防止基本方針を策定するとともに、社会状況に応じて定期的に改訂を行う。

2 幼児理解に努め、全職員で幼児を見守り、支援を行うという共通理解のもと、幼児の行動や変化などの情報交換を行い、いじめ対応に係る園内研修や各種研修会への参加などの研修を定期的に行う。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成28年4月1日より一部変更

3 令和元年 8月1日より一部変更

4 令和2年 4月1日より一部変更